

出張報告届

2025年 10月 27日

吹田市議会議長様

会派名 市民と歩む議員の会

代表者氏名 梶川 文代

出張者氏名 五十川 有香

.....
.....
.....
.....
.....

下記のとおり出張したので届け出ます。

記

出張先	ドーンセンター (大阪府立男女共同参画・青少年センター)
期間	2025年 10月 25日から 10月 26日まで 2日間
出張の成果	別紙のとおり
備考	



2025/10/25 (土)・26 (日) 第 32 回全国市民オンブズ 大大阪大会 2025

報告 1 日目

- ・万博・IR 現地からの報告
- ・政務活動費／包括外部監査通信簿
- ・AI で挑む談合追及 情報公開の超高額手数料とたたかう (中林純・京都大教授)
- ・各地報告 (消防デジタル無線談合・活性炭談合・県警再就職調査)

所感：オンブズマンそれぞれの現場からの報告は行政が「適正」に包括外部監査通信簿については、監査人の視点等から私たち議員も学びの時間となり、議会などで活用をしている包括外部監査の内容について、3E の観点から弁護士等の市民の目で改めて分析・評価をしています。これらの内容は、各自治体においても非常に学びとなるものであり、是非とも多くの自治体や監査人への認知が広がることを期待したい。

京都大学の中林純先生はAIを活用した談合追及のために、実際の公共事業の入札調書を大量に観察・分析を行い、談合の有無を確認するという研究をされていることですが、それらに関連する入札状況等のわかる行政文書を開示したところその文書の量が多く、電磁的記録を受け取ると、約 340 万円の超高額な手数料が必要となることに対してのその手数料の取消を求める訴訟についての報告でした。情報公開法 16 条 1 項は手数料について「実費の範囲内において政令で定める」額と規定し、同条 2 項は、手数料の額を定めるにあたって「できる限り利用しやすい額」とするよう配慮することを求めている。これにより違法性が高いことなどを求めているとのことでした。今後もこれらの判決がどのようなものか等を注視し、行政が保有している情報は市民の情報であり、情報は共に平等に与えられるべきであることを前提に行政情報と向き合っていきたい。また、AI を活用した追及の研究結果も今後期待したいです。

2 日目

- ・情報公開「最高裁令和 7 年 6 月 3 日判決の意義と影響」(森田明弁護士)

所感：行政の情報を公開することは、憲法 21 条の表現の自由に導かれる市民の知る権利を保障し、民主主義を支える基盤とも言えるとても大切な制度です。しかし、あらゆるところにおいて (吹田市はじめ地方自治体もその一つです)、行政の保有している情報において、不開示に至る結論が横行している。これらは、行政の情報を意図的ではないか。と時に疑わざるを得ない状況となり行政への信頼が損なわれる危険性が高いです。また、不服があれば、その都度、審査請求を行い非開示だったものが一部開示等へ変更となることは、私自身も経験があります。しかし、審査会等を通してもなんら行政の決定が覆ることがないこともあり、それらは、司法権に委ねて、「知る権利」を保障していくために行う行政訴訟につながります。

この度の最高裁判決が出たのは、「警察庁個人情報管理簿」の情報開示。管理簿は「記録

される項目」「保有開始の年月日」など10項目がある表形式の文書で、そのうち備考欄には小項目が設けられているものでした。しかし、国側は備考欄について詳細を明かさなかった。最高裁判決に付された林道晴裁判官と宇賀克也裁判官の補足意見は、対象文書のどの部分が開示・不開示に該当するのかを、できる限り具体的に明示するよう裁判所が働きかけるべきだと主張されていました。つまり、行政側が恣意的に項目を作成し、その項目の中に一つでも非開示情報が含まれていれば、その項目全体を無条件で非開示とすることは容認されないと最高裁が判断したことを説明されました。なお、情報一体論については運営の問題であると指摘し、不開示を認める理由を示した上で、その他は原則、開示とすべきではないか。といったご意見はごもつともでした。

また、原則としてヴォーン・インデックスにより情報の区分及び区分ごとの不開示事由を明らかにすることを求めることが大切ということも示唆されており、非常に重要な知見をいただきました。その他の事例も含めて情報公開の重要性を改めて実感できました。

行政への信頼は、情報の透明性から始まります。「隠すのが当たり前」というような運用は改め、今回の最高裁判決の知見を活かして、市民の「知る権利」が真に守られる制度になるよう提案を続けていきたい。